

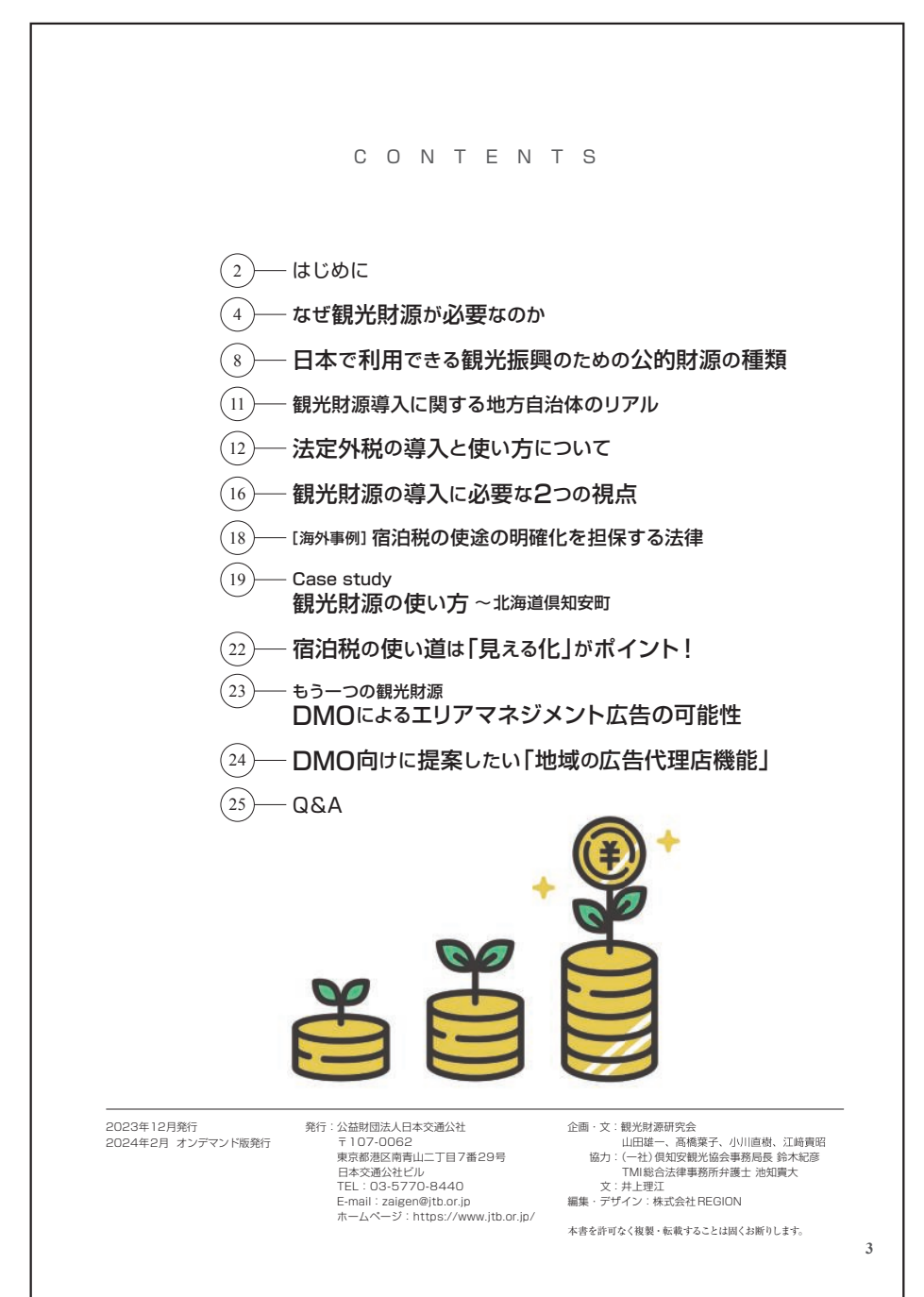
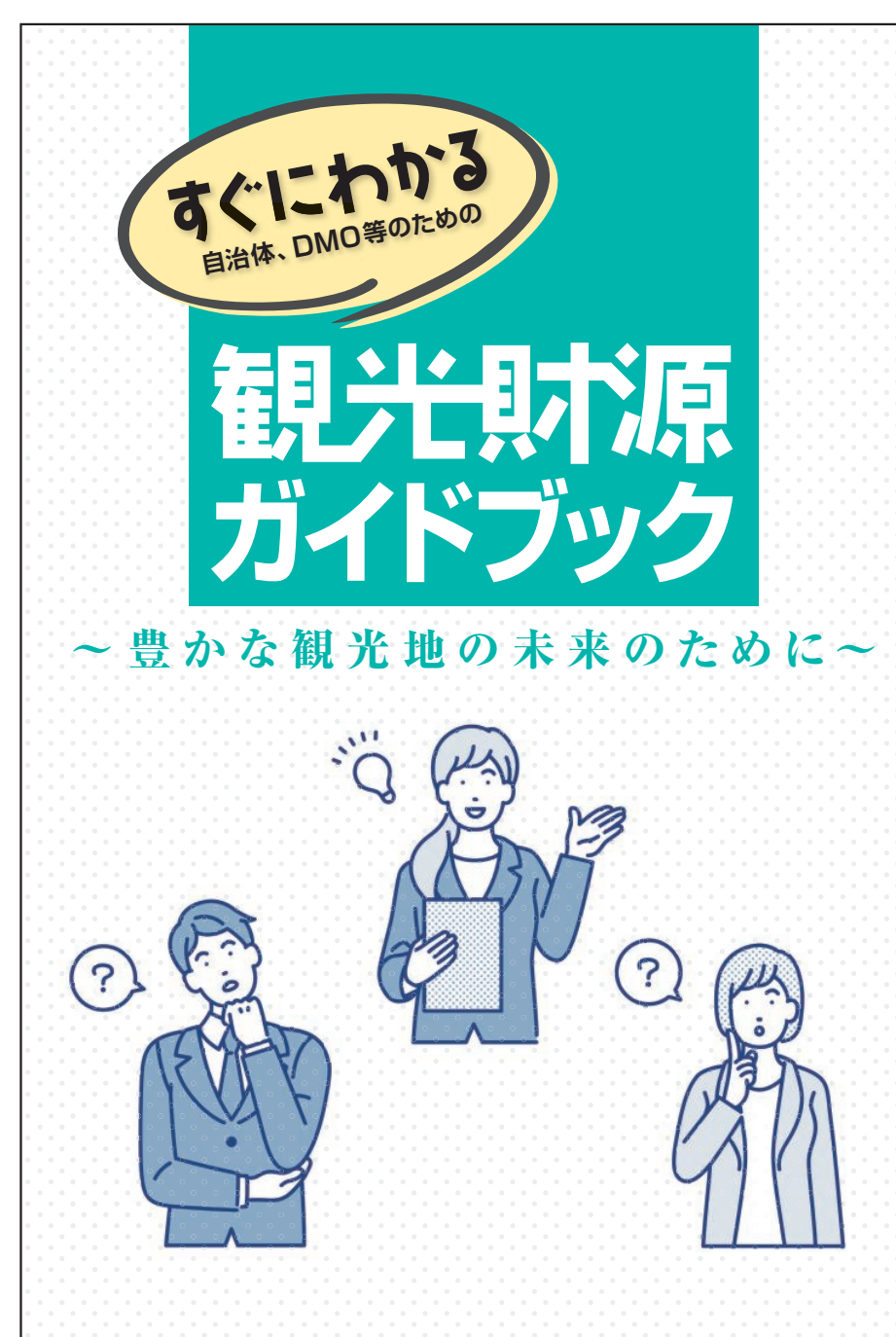
観光財源 ガイドブック

—豊かな観光地の未来のために—

観光振興に必要な 「財源確保」が課題

我が国の観光地の振興やdestination・マネジメントの活動費の多くは、行政からの補助金や委託金に依存しています。こうした状況を打破するために、宿泊税をはじめ観光振興に必要な「財源確保」の手法が各地で検討されています。

公益財団法人日本交通公社が主宰する「観光財源研究会」では、観光財源の必要性や観光財源の導入や用途に関するポイントをまとめた「観光財源ガイドブック」を出版しました。ここでは、本ガイドブックの概要を紹介します。



観光財源研究会

公益財団法人日本交通公社では、2017年度に「観光財源研究会」を設置し、以降、宿泊税導入や入湯税の超過税にかかる技術的、法的な問題について整理を行ってまいりました。この研究会へ参加した自治体のうち、2019年に倶知安町で宿泊税が導入され、ニセコ町も2024年中に導入予定となり、別府市は入湯税の超過課税を実現しました。



観光財源セミナー2023の開催の様子

観光振興の推進力に

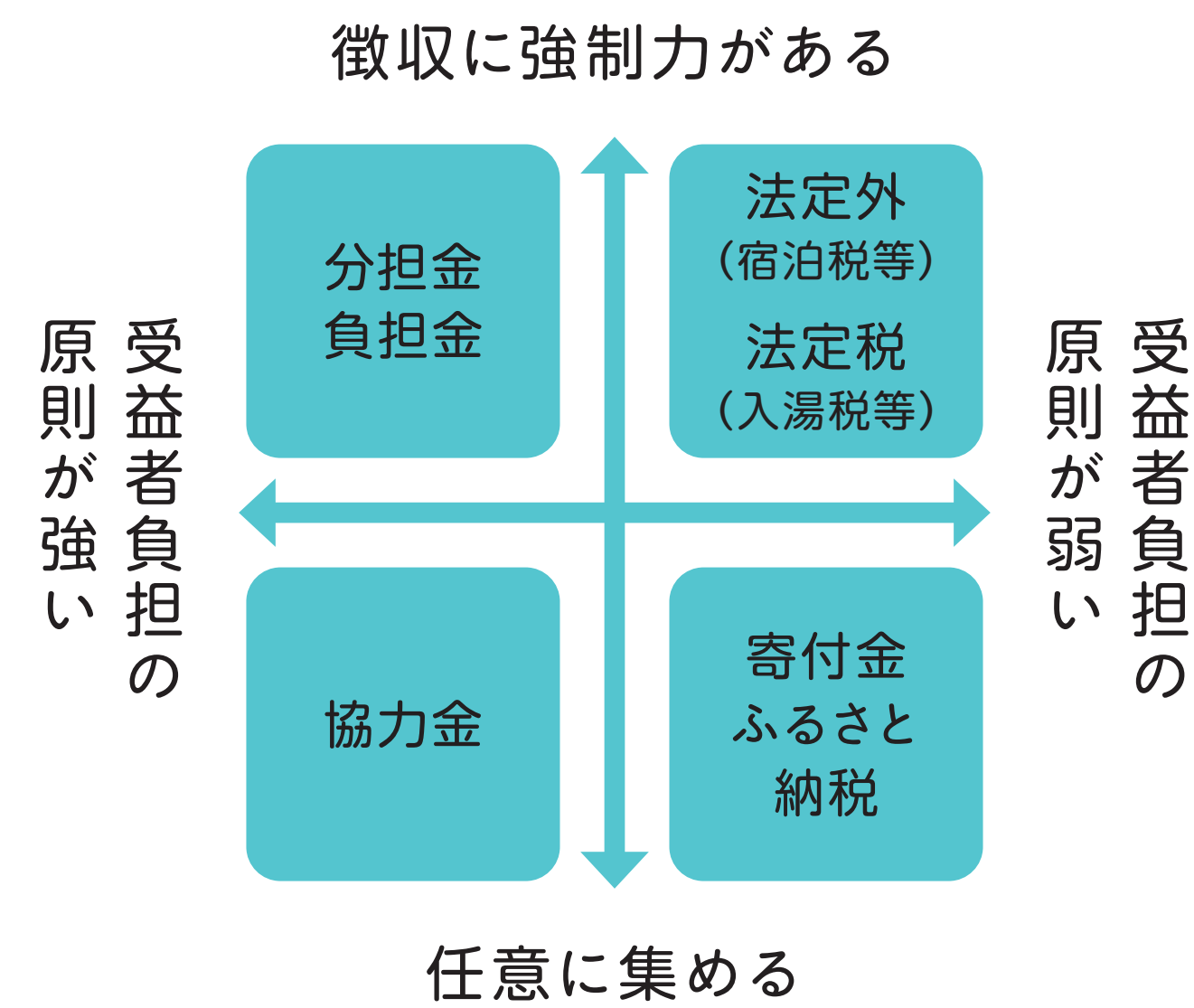
今後、国内だけでなく、国際的にも地域間競争は激化することが懸念されており、観光地として競争力を高めるためには、観光財源の議論は避けては通れません。本ガイドブックをきっかけに各地域の新しい観光振興の推進力になれば幸いです。

日本で利用できる観光振興のための公的財源の

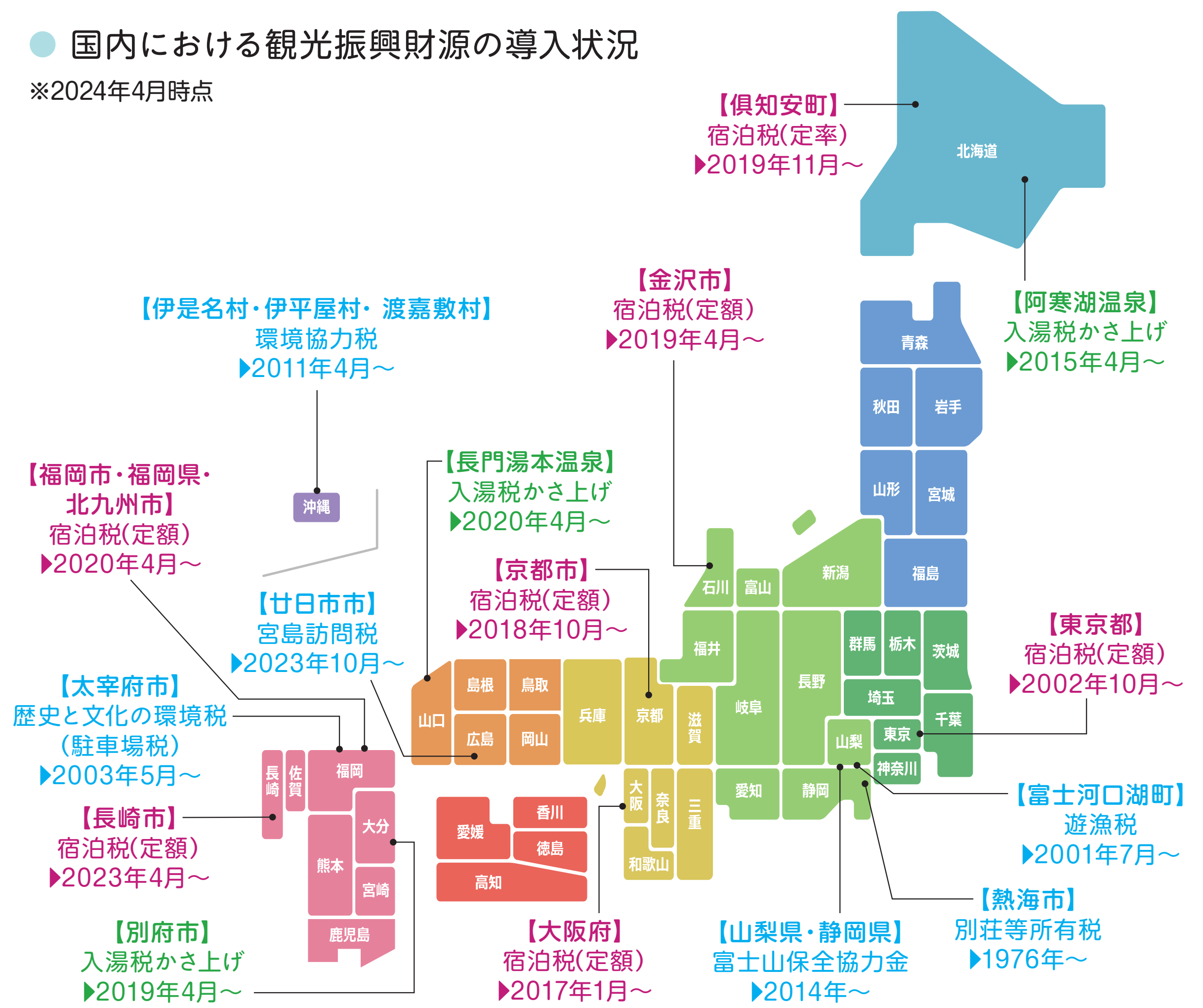
種類

観光振興を目的に自治体が導入できる財源獲得手法は、大きく4種類に分けられます。縦軸は強制力を持って集めるかどうか、横軸は受益者負担の原則が強いかどうかで区分されます。

● 国内における観光振興財源の導入状況
※2024年4月時点



注: 協力金と寄付金に関しては、厳密な区別なく使われることが多いが、協力金の場合は受益者負担の原則という考え方のもと、使途を明確にする傾向が高いため、図のような整理を行った



強制力を持って集める財源—入湯税、法定外税(宿泊税等)

一定の強制権を持った資金調達手法は、大きく入湯税・法定外税(宿泊税等)および分担金が挙げられます。

<h3>入湯税</h3> <p>温泉利用時に支払う税金で、課税目的の1つに「観光の振興」があります。標準の税額では、1日1人150円ですが、課税額は市町村で決定が可能です。</p>	<h3>法定外税 (宿泊税)</h3> <p>宿泊時に支払う税金で、海外では一般的であることや担税力があること等から、各地域が導入すべき観光振興財源として最も有効であると考えられます。</p>	<h3>法定外税 (その他の税)</h3> <p>船や飛行機で出入りする離島等の場合、納税義務者の特定が容易なため、入域税を導入しているケースがあります。</p>	<h3>分担金</h3> <p>特定事業の経費に充てるため、その受益者から受益の程度で徴収する仕組みです。使途決定に議会が絡まず、地域範囲の設定が自由です。</p>
--	--	---	--

任意で集める財源—協力金・寄付金



お金を支払うかどうかに関して対象者の任意に任せる財源獲得手法としては、富士山の入山料等の協力金やふるさと納税制度等を活用した寄付金制度が挙げられます。これらの方法は、強制力を持った徴収ができず、安定性に欠けているという欠点がありますが、条例も総務省の同意も必要ないことから比較的導入しやすいという利点もあります。

導入と使い方

宿泊税の導入プロセス

検討 〈半年～1年間〉

総務省同意～施行 〈1年間〉

宿泊税の導入にかかる期間

宿泊税の導入には1年半から2年くらいかかる場合が多いです。具体的には、宿泊税制の内容(税率、免税点、課税免除、用途等)の検討に半年から1年、総務省の同意取り付けから実際の施行までに1年(周知期間含む)が標準的です。

- 宿泊税の導入プロセス(条例可決から施行まで)

	石川県金沢市	北海道倶知安町	福岡県北九州市
議会	平成30年3月23日 金沢市議会にて条例案可決	平成30年12月13日 倶知安町議会にて条例案可決	令和元年9月13日 北九州市議会にて条例案可決
総務大臣協議	平成30年3月29日 総務大臣協議	平成31年1月22日 総務大臣協議	令和元年10月4日 総務大臣協議会
総務大臣同意	平成30年6月26日 総務大臣同意	平成31年4月19日 総務大臣同意	令和元年11月15日 総務大臣同意
条例施行	平成31年4月1日 条例施行	令和元年11月1日 条例施行	令和2年4月1日 条例施行
期間	約13カ月	約11カ月	約7カ月

宿泊税導入時のポイント

POINT 01 定額or定率

宿泊人数を増やせば税収が増えるのが「定額制」、宿泊単価を上げれば税収が増えるのが「定率制」です。

- 法定外税等の条例設計における典型的課題(宿泊税)

	定率制	定額制
税収額	○ 宿泊客と単価が向上すれば税収も増える	△ 宿泊客数の増加によって税収が向上する △ 単価の向上はあまり税収に影響しない
観光客の負担	○ 観光客の単価に対応した税額 ○ 質(単価、季節性)に応じた支払額	△ 安価な宿泊費に対しては負担が大きい △ 質(単価、季節性)が変わっても支払額は同じ
事業者の負担 ・徴収のタイミング	△ 決済時のみ徴収	△ 決済時でもチェックアウト時でも徴収可能
・算出	△ 税額が一律ではないため算出が必要 (食事代が含まれている場合の宿泊費の算出)	○ 徴収額が一律でわかりやすい
・オフ期の負担軽減	○ 価格調整による需給バランスの確立を阻害しない	△ 価格調整による需給バランスの確立を阻害する
・その他	× パッケージで販売している際等に、料金の内訳が明らかにならない	○ 料金の内訳は明らかにならない
先行事例との親和性	△ 国内事例は倶知安町のみ	○ 国内事例は多い
社会・経済状況への対応	○ 経済状況に適應	△ インフレやデフレ等に対応できない

POINT 02 税率

定率制の北海道倶知安町の税率は2%、定額制の京都市も宿泊費に対して実質2%程度となっています。

POINT 03 免除・免税点

一定の条件なら払わなくていいのが「課税免除」、一定金額に満たなければ課税しないのが「免税点」です。

例：修学旅行の課税免除

宿泊税の導入で重要な3つのポイント

POINT /01

現場から
ボトムアップで

現場の宿泊業者等から声をあげるのが、スムーズなプロセスの第一歩です。

POINT /02

一般財源に
しない！

土木工事等ではなく、観光振興財源として用いられるための策が必要です。

POINT /03

最初に使い道を
明確にする

用途を予め規定することが不可欠で、地域内の理解促進にも必要です。

観光財源の導入に必要な 2つの視点

check!

何に誰が使うべきか(必要性)

「何に」使うべきか

「観光のため」というと、対象が広すぎて何にでも使えてしまう…

必要なのは、財源の用途と観光マスタープランをセットで考えること

「誰が」使うべきか

主語となるのは、中立的存在であるDMO。そのためには専門的な人材が必要であり、DMOの人件費にも観光財源を積極的に使うべきと言えます。

check!

どのように管理されるべきか(相当性)

01

用途を法の枠組みで規定

自主的なモニタリングの実施

02

03

地域に合った指標を作って成果を公表

CASE STUDY

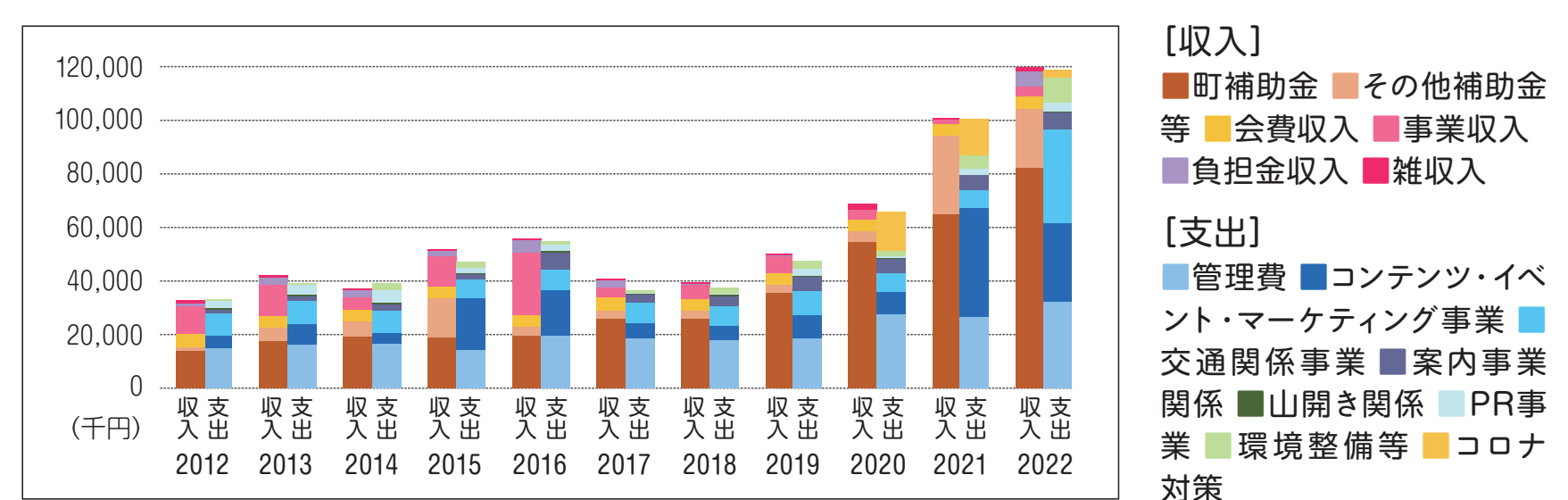
観光財源の使い方：倶知安町

インバウンドのスキー客に人気のニセコエリアを形成する北海道倶知安町では、日本で唯一、定率制を導入しています。

倶知安町の宿泊税

2019年度から導入された宿泊税は、うち、45%程度がDMOの事業費として補助されています。事業費は2022年度が約1億2000万円、2023年度は予算ベースで約1億7000万円と、多くの観光振興財源を確保できています。

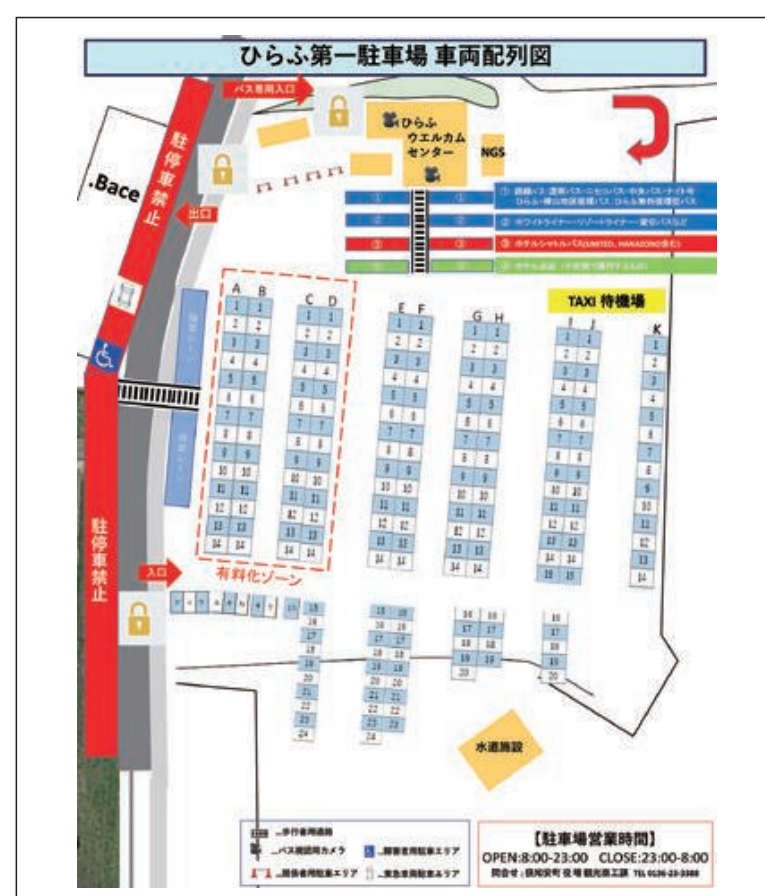
● (一社) 倶知安観光協会(DMO) の収支の推移



〈宿泊税の使い道の例〉

例) スキー客用駐車場の整備と利用ルールづくり

冬場のスキー客が多く利用するひらふ第一駐車場において、バスの種類別に分けて番号表示したサインを立てる作業をDMO主体で行い、駐車ルールも明確にしました。



宿泊税の使い道は「見える化」がポイント!

例) 夏の「オフ」期にオープントップバスを運行

夏のオフ期の需要喚起策として、乗り降り自由なオープントップバス「スカイバスニセコ」を運行しています。

スカイバスニセコ 本事業の狙い

- ニセコエリアの連携の見える化 (二次交通の広域化)
- 観光に対する住民理解の促進 (二次交通のエンタメ化)
- 繁閑差の解消と持続的事業の推進 (グリーンシーズンの起爆剤)

地域で稼ぐDMO・地域と共に稼ぐDMCの具現化を目指す!

例) 住民割引でリゾートに暮らす恩恵を体感してもらう

「スカイバスニセコ」の通常乗車券の住民割引を設定。住民にリゾートに暮らす恩恵を体感してもらうことが目的です。

チケット券種

チケットのローカルディスカウント
住民割引

通常乗車券(3回券)
大人1,500円 小人750円

→ 町民
大人1,000円 小人500円!